

四條畷市投票立会人公募要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広く有権者の選挙制度への意識高揚を図るために、選挙における投票所（以下「当日投票所」という。）及び期日前投票所の投票立会人（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第38条（法第48条の2第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の投票立会人をいう。以下同じ。）の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 四條畷市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、投票立会人の全部又は一部を公募することができるものとする。

2 公募する者の人数は、選挙の都度、委員会が定める。

(募集)

第3条 投票立会人の募集は、市広報誌、市ホームページ等への掲載により行うものとする。

2 投票立会人の募集は、通年とする。

(応募要件)

第4条 投票立会人に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 四條畷市内に住所を有する者

(2) 四條畷市の選挙人名簿に登録され、かつ、法第11条第1項に規定する欠格事由に該当しない者

(応募方法)

第5条 投票立会人に応募する者は、投票立会人登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）の提出又は電子申請フォームによる送信により委員会に申込をしなければならない。

2 申込書に記載すべき内容がファクシミリ又は電子メールにより委員会に送信されたときは、委員会に申込書の提出があったものとみなす。

(投票立会人名簿)

第6条 委員会は、前条の申込があった場合は、当該申込をした者（以下「応募者」という。）が第4条に規定する要件に該当するかどうかを審査し、該当すると認められるときは、投票立会人名簿（以下「名簿」という。）へ登録するものとする。

2 委員会は、応募者を名簿に登録し、又は登録しないことを決定したときは、電話、メール等により、応募者に通知するものとする。

(登録事項の変更等の届出)

第7条 名簿に登録された者は、第5条第1項の申込の事項に変更があったときは、速やかに、投票立会人登録変更届（様式第2号）を提出しなければならない。

2 名簿に登録された者は、名簿の登録の取消しを受けようとするときは、速やかに、投票立会人登録取消申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

3 第5条第2項の規定は、投票立会人登録変更届及び投票立会人登録取消申請書について準用する。

(登録事項の変更及び抹消)

第8条 委員会は、前条第1項の規定による投票立会人登録変更届の提出があったときは、遅延なく、名簿の登録事項を変更するものとする。

2 委員会は、名簿に登録された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を名簿から抹消するものとする。

(1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 正当な理由なく投票立会人の義務を欠くとき。

(3) 投票立会人登録辞退届の提出があったとき。

(投票立会人の選任)

第9条 委員会は、名簿に登録された者の中から、第2条第2項の人数の投票立会人を選任するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。